

児童発達支援・放課後等デイサービスにおける従業員の員数の取り扱いについて

定員を超えてサービス提供を行うことは運営基準違反であり解消する必要があります。

大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

(定員の遵守)

第四十条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待を受けた障害児の保護その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

やむを得ず定員を超えて受け入れる場合であっても、下記の要件を満たす必要があります。

従業員（児童指導員又は保育士）の配置については、サービスを提供する時間（営業時間）を通じて、下記表のとおり障がい児の数により配置することとなっております。

障がい児の数（実利用者数）	従業員（児童指導員・保育士）の配置
10人	2人
11人～15人	3人

注1) 「障がい児の数」は実利用者数。

注2) 置くべき従業員（児童指導員・保育士）のうち、1名以上は常勤

注3) 機能訓練担当職員、看護職員の数を合計数に含めることができる。

注4) 機能訓練担当職員、看護職員の数を合計数に含める場合は、半数以上が児童指導員又は保育士であること。

10名を超えて障がい児を受け入れた場合の従業員の配置について十分ご留意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

※令和3年度の省令改定において、支援の質を向上させるため、従業者要件のうち、障がい福祉サービス経験者が廃止されました。ただし、令和3年3月31日時点で旧基準に基づく指定を受けている事業所については、2年間の経過措置が設けられました。

●児童発達支援

(従業者の員数)

第六条 指定児童発達支援の事業を行う者(以下「指定児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)(児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。)(に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)(又は保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)) 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 障害児の数が十以下の場合 二以上

ロ 障害児の数が十を超える場合 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

(中略)

6 第一項第一号の児童指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

7 第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第一号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

●放課後等デイサービス

(従業者の員数)

第六十七条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者(以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)(に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 児童指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 障害児の数が十以下の場合 二以上

ロ 障害児の数が十を超える場合 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

(中略)

6 第一項第一号に掲げる児童指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

7 第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第一号に掲げる児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。